

15 公益財団法人大分県地域保健支援センター 給与規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県地域保健支援センター（以下「センター」という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）第46条の規定に基づき職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程の職員とは、就業規則第3条に規定する者をいう。

(給与の種類)

第3条 給与とは、給料及び諸手当をいう。

- 2 給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、第3項の諸手当を除いたものをいう。
- 3 諸手当とは、管理職手当、初任給調整手当、調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当をいう。

(給料表)

第4条 給料は、別表1 給料表により支給する。

2 前項の給料表の種類は、一般職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)とし、各給料表の適用範囲は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 医療職給料表(一)を適用する職員

医 師

(2) 医療職給料表(二)を適用する職員

診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士

(3) 医療職給料表(三)を適用する職員

保健師、看護師及び准看護師

(4) 一般職給料表を適用する職員

(1)(2)(3)の適用を受けない全ての職員

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表2に定める級別標準職務表による。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第5条 初任給、昇格及び昇給の基準は、理事長が別に定める。

2 新たに職員となった者の号給は、他の職員との均衡上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず号給を決定することができる。

3 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、その号給について12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは3号級上位の号給に昇給させることができる。

4 職員の勤務成績が特に良好である場合その他必要な場合においては、前項の規定にかかわらず、現に受けている号給より4号級以上上位の号給まで昇給させることができる。

5 第3項、第4項の規定にかかわらず、職員が55才に達した日以降直近の3月31日を越えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給しない。

6 第3項及び第4項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の時期)

第6条 昇給の時期は、4月1日とする。

(給料の支給方法)

第7条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月21日（その日が休日、日曜日または土曜日に当たるときは、

その日前において、その日に最も近い休日、日曜日または土曜日でない日)とする。各手当の支給方法は、給料の支給方法に準じて支給する。

(給料の支給)

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、昇格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、または月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第9条 課長の職にある者には、別表3に掲げる管理職手当を支給する。

(初任給調整手当)

第10条 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に、新たに採用された職員には、月額252,000円を超えない範囲の額を、採用の日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は、採用の日以後の期間の区分に応じ、別に定める額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間。)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

(調整手当)

第11条 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対し、その者が受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60才以上の父母及び祖父母

(4) 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、別表4に定める額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その者に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を、扶養親族届に所得証明書、住民票、その他扶養事実を証明するに足る証拠書類を添付して、理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第1号に該場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときには、その届出を受理した日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、それを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合または扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に、更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが、扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における該当扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が、配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（扶養親族の認定）

- 第14条 理事長が職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が、給与規程に定める要件を備えているかどうか、または配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。
- 2 理事長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。
- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当または民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 恒常的な収入が年間130万円以上あると見込まれる者
- 3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

（住居手当）

- 第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。
- (1) 自ら居住するため住宅（借間を含む。）を借り受け、月額12,000円を越える家賃を支払っている職員
- (2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者
- 2 住居手当を受けようとする者は、住居届により届け出なければならない。
- 3 住居手当の月額額は、別表5に定める額とする。

（通勤手当）

- 第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。
- (1) 通勤のため交通機関または有料道路（以下「交通機関」という。）を利用してその運賃または料金（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員

- 2 通勤手当の支給を受けようとする者は、通勤届を提出しなければならない。届出の内容に変更があった場合も同様とする。
- 3 通勤手当の月額、別表6に定める額とする。

(特殊勤務手当)

- 第17条 次の各号に掲げる職員に対しては、不快、健康に影響を及ぼすおそれなど、その勤務の特殊性を考慮して、当該各号に掲げる額の特殊勤務手当を支給する。
- (1) 放射線業務に従事する診療放射線技師、エックス線技師 月額10,000円
 - (2) 臨床検査業務に従事する臨床検査技師 月額10,000円
 - (3) レントゲンの補助に従事する者 1日につき230円

(時間外勤務手当)

- 第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

- 第19条 休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、就業規則第33条に規定する振替休日を受けた場合は支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第20条 前二条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び初任給調整手当、調整手当、特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(期末手当)

- 第21条 期末手当は、6月1日、12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日の属する月の6月30日及び12月10日（その日が休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日または土曜日でない日）に期末手当を支給する。これらの日がこれらの基準日前1ヶ月以内に退職し、または死亡した職員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その都度定めた支給率を乗じて得た額に基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び調整手当の月額の合計額とする。

(勤勉手当)

- 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の6月30日及び12月10日（その日が休日、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日または土曜日でない日）に勤勉手当を支給する。これらの日がこれらの基準日前1ヶ月以内に退職し、または死亡した職員についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、経営状況を考慮してその都度定めた支給率を乗じて得た額に別表第8に定める割合を乗じて得た額を限度とする。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び調整手当の月額の合計額とする。

(給与の減額)

第23条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

第24条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が前項に掲げる事由以外の事由で休職にされたときは、給与は支給しない。

(臨時職員及び嘱託の給与)

第25条 臨時職員及び嘱託の給与については、この規程にかかわらず、当該職員以外の職員との均衡を考慮して理事長が定めることができる。

(その他)

第26条 この規程に定めのないもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第15条で定める住居手当のうち持ち家の場合の住居手当は、平成25年4月1日から廃止する。ただし、経過措置として平成25年度は1,500円を支給し、平成26年度から全廃する。

別表1（第4条関係）

一般職給料表 適用職種 事務・運転士

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円
1	1356	1858	2229	2619	2892	3206	3662
2	1367	1876	2248	2640	2915	3229	3688
3	1379	1894	2267	2660	2938	3252	3714
4	1390	1912	2285	2681	2961	3275	3740
5	1401	1928	2302	2702	2982	3298	3763
6	1412	1946	2321	2723	3005	3319	3788
7	1423	1964	2340	2744	3028	3341	3813
8	1434	1982	2358	2765	3051	3363	3838
9	1445	2000	2375	2786	3073	3386	3864
10	1459	2018	2394	2807	3096	3408	3891
11	1472	2036	2412	2828	3119	3430	3918
12	1485	2054	2431	2849	3142	3452	3945
13	1498	2070	2449	2870	3164	3472	3971
14	1513	2089	2468	2891	3186	3493	3994
15	1528	2108	2486	2912	3208	3514	4017
16	1544	2127	2504	2933	3230	3535	4041
17	1557	2146	2522	2954	3252	3555	4060
18	1572	2165	2542	2975	3273	3575	4080
19	1587	2184	2562	2996	3294	3595	4099
20	1602	2203	2582	3017	3314	3614	4118
21	1616	2220	2601	3038	3335	3635	4137
22	1643	2239	2620	3059	3356	3654	4155
23	1669	2258	2639	3080	3377	3674	4174
24	1695	2277	2657	3101	3398	3694	4194
25	1722	2293	2677	3121	3415	3715	4213
26	1739	2311	2696	3142	3435	3735	4228
27	1756	2328	2715	3163	3455	3755	4244
28	1773	2346	2734	3184	3475	3775	4260
29	1788	2361	2753	3204	3494	3791	4276
30	1806	2376	2772	3225	3513	3809	4289
31	1824	2391	2791	3246	3532	3827	4302
32	1842	2406	2810	3267	3551	3844	4315
33	1858	2421	2827	3284	3570	3862	4327
34	1873	2436	2846	3304	3588	3876	4340
35	1888	2451	2865	3325	3606	3892	4353
36	1903	2467	2884	3346	3623	3908	4365
37	1916	2480	2901	3365	3638	3924	4378
38	1929	2496	2919	3385	3651	3936	4387
39	1942	2512	2937	3405	3665	3948	4396
40	1955	2528	2955	3425	3679	3960	4405
41	1969	2542	2974	3444	3694	3971	4411
42	1982	2556	2991	3463	3703	3983	4419
43	1995	2570	3008	3482	3714	3995	4426
44	2008	2584	3025	3501	3725	4007	4434
45	2020	2597	3042	3516	3734	4014	4442
46	2033	2611	3059	3531	3743	4021	4450
47	2046	2625	3076	3546	3752	4028	4458

一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円
48	2059	2639	3093	3561	3761	4035	4466
49	2071	2652	3106	3578	3771	4042	4472
50	2082	2664	3122	3587	3779	4049	4480
51	2093	2677	3138	3599	3787	4056	4488
52	2104	2690	3154	3609	3795	4063	4496
53	2116	2701	3171	3618	3802	4071	4502
54	2126	2714	3187	3629	3809	4078	4510
55	2136	2727	3203	3639	3816	4085	4518
56	2146	2740	3219	3650	3823	4092	4526
57	2154	2752	3234	3659	3829	4098	4532
58	2164	2763	3246	3666	3835	4105	4540
59	2173	2774	3258	3673	3842	4112	4548
60	2183	2785	3270	3680	3849	4119	4556
61	2192	2797	3278	3685	3854	4125	4562
62	2202	2807	3287	3691	3861	4132	
63	2212	2817	3295	3698	3868	4139	
64	2222	2827	3303	3705	3875	4146	
65	2230	2835	3312	3709	3880	4149	
66	2240	2844	3317	3716	3887	4155	
67	2250	2853	3325	3723	3894	4162	
68	2261	2862	3333	3730	3901	4169	
69	2269	2872	3341	3735	3905	4174	
70	2277	2880	3348	3742	3912	4181	
71	2285	2888	3355	3749	3919	4188	
72	2293	2896	3362	3756	3926	4195	
73	2301	2904	3367	3761	3929	4200	
74	2308	2909	3373	3768	3936	4207	
75	2315	2914	3379	3775	3943	4214	
76	2322	2919	3385	3782	3950	4221	
77	2330	2920	3388	3786	3954	4226	
78	2338	2924	3393	3792	3961	4233	
79	2346	2926	3398	3798	3968	4240	
80	2354	2930	3403	3804	3975	4247	
81	2361	2932	3407	3809	3980	4252	
82	2368	2935	3412	3815	3987	4259	
83	2375	2939	3417	3821	3994	4266	
84	2382	2942	3422	3827	4001	4273	
85	2390	2945	3427	3833	4006	4278	
86	2397	2948	3432	3839	4013		
87	2404	2951	3437	3845	4020		
88	2411	2955	3442	3851	4027		
89	2419	2958	3446	3858	4032		
90	2424	2962	3451	3864	4039		
91	2429	2966	3456	3870	4046		
92	2434	2970	3461	3876	4053		
93	2437	2971	3463	3883	4058		
94		2975	3468	3889			
95		2979	3473	3895			

一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円
96		2983	3478	3901			
97		2985	3479	3908			
98		2989	3484	3914			
99		2993	3489	3920			
100		2997	3494	3926			
101		2999	3497	3933			
102		3003	3501				
103		3007	3505				
104		3011	3509				
105		3013	3514				
106		3016	3518				
107		3020	3522				
108		3024	3526				
109		3026	3531				
110		3030	3535				
111		3034	3539				
112		3037	3542				
113		3038	3547				
114		3042					
115		3046					
116		3050					
117		3052					
118		3055					
119		3058					
120		3061					
121		3065					
122		3068					
123		3071					
124		3074					
125		3078					

医療職給料表(一) 適用職種 医師

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	百円	百円	百円	百円
1	2377	3234	3906	4671
2	2402	3265	3935	4694
3	2427	3296	3964	4717
4	2452	3327	3993	4740
5	2476	3356	4020	4763
6	2514	3389	4048	4785
7	2552	3422	4076	4807
8	2590	3455	4104	4829
9	2626	3486	4130	4852
10	2666	3518	4157	4873
11	2706	3550	4184	4894
12	2746	3582	4211	4915
13	2785	3613	4236	4936
14	2825	3650	4261	4957
15	2865	3687	4286	4978
16	2905	3724	4311	4999
17	2943	3760	4334	5020
18	2979	3788	4358	5040
19	3015	3816	4382	5060
20	3051	3844	4406	5080
21	3088	3873	4429	5098
22	3126	3899	4453	5117
23	3163	3925	4477	5136
24	3200	3951	4501	5155
25	3236	3975	4524	5172
26	3265	3998	4547	5190
27	3293	4021	4570	5208
28	3321	4044	4593	5226
29	3350	4068	4615	5245
30	3374	4089	4638	5263
31	3398	4110	4661	5281
32	3422	4131	4684	5299
33	3446	4153	4705	5317
34	3471	4173	4726	5335
35	3496	4193	4747	5353
36	3521	4213	4768	5371
37	3545	4234	4789	5388
38	3569	4254	4807	5404
39	3593	4274	4825	5420
40	3617	4294	4843	5436
41	3640	4315	4860	5452
42	3655	4333	4878	5466
43	3670	4351	4896	5480
44	3685	4369	4914	5494
45	3701	4388	4930	5506
46	3716	4406	4948	5516
47	3731	4424	4966	5526
48	3746	4442	4984	5536

医療職給料表(一)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	百円	百円	百円	百円
49	3759	4461	5000	5547
50	3769	4479	5013	5556
51	3779	4497	5026	5565
52	3789	4515	5039	5574
53	3800	4534	5052	5583
54	3809	4546	5065	5592
55	3818	4558	5078	5601
56	3827	4570	5091	5610
57	3837	4582	5103	5619
58	3846	4592	5112	5628
59	3855	4602	5121	5637
60	3864	4612	5130	5646
61	3873	4621	5139	5655
62	3878	4628	5148	5664
63	3883	4635	5157	5673
64	3888	4642	5166	5682
65	3891	4649	5175	5691
66		4656	5184	
67		4663	5193	
68		4670	5202	
69		4675	5211	
70		4682	5220	
71		4689	5229	
72		4696	5238	
73		4701	5246	
74		4708	5255	
75		4715	5264	
76		4722	5273	
77		4727	5281	
78		4733	5290	
79		4739	5299	
80		4745	5308	
81		4751	5316	
82		4757	5325	
83		4763	5334	
84		4769	5343	
85		4774	5351	
86		4780	5360	
87		4786	5369	
88		4792	5378	
89		4797	5386	
90		4803		
91		4809		
92		4815		
93		4820		
94		4826		
95		4832		
96		4838		
97		4843		

医療職給料表(二) 適用職種 放射線技師・臨床検査技師

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円
1	1403	1782	2136	2419	2797	3287
2	1417	1798	2152	2435	2819	3308
3	1431	1814	2168	2451	2841	3330
4	1445	1830	2184	2467	2863	3352
5	1457	1845	2200	2481	2885	3374
6	1475	1861	2217	2497	2907	3396
7	1492	1877	2234	2512	2929	3418
8	1509	1893	2251	2528	2951	3440
9	1526	1909	2268	2543	2972	3460
10	1543	1926	2286	2559	2994	3482
11	1560	1943	2304	2574	3016	3504
12	1578	1960	2321	2589	3038	3526
13	1593	1976	2339	2604	3061	3544
14	1612	1992	2355	2623	3082	3564
15	1632	2008	2371	2642	3103	3584
16	1651	2024	2387	2660	3124	3604
17	1670	2040	2401	2677	3146	3624
18	1689	2057	2417	2696	3167	3645
19	1708	2074	2432	2715	3188	3665
20	1727	2091	2448	2734	3209	3686
21	1746	2106	2463	2752	3231	3705
22	1761	2122	2479	2771	3251	3726
23	1776	2138	2494	2790	3271	3747
24	1791	2154	2509	2809	3291	3768
25	1807	2170	2524	2829	3311	3783
26	1822	2186	2541	2848	3331	3801
27	1837	2202	2558	2867	3351	3819
28	1852	2218	2575	2886	3371	3837
29	1868	2234	2592	2906	3389	3855
30	1881	2251	2610	2925	3407	3870
31	1894	2268	2628	2944	3425	3887
32	1907	2285	2646	2963	3443	3904
33	1921	2301	2661	2981	3461	3919
34	1935	2317	2679	2999	3480	3932
35	1949	2332	2697	3017	3499	3945
36	1963	2348	2715	3035	3518	3958
37	1975	2364	2732	3052	3536	3969
38	1988	2380	2749	3069	3553	3981
39	2001	2396	2766	3086	3570	3992
40	2014	2412	2783	3103	3587	4004
41	2026	2427	2800	3121	3599	4012
42	2038	2442	2817	3138	3611	4020
43	2050	2457	2834	3155	3623	4028
44	2062	2472	2851	3172	3635	4036
45	2075	2486	2868	3185	3647	4041
46	2086	2502	2885	3200	3656	4048
47	2097	2518	2902	3215	3668	4055
48	2108	2534	2919	3231	3679	4062

医療職給料表(二)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円
49	2119	2550	2934	3246	3690	4070
50	2129	2564	2950	3259	3700	4077
51	2139	2578	2966	3272	3710	4084
52	2149	2592	2982	3285	3720	4091
53	2157	2605	2996	3296	3728	4097
54	2167	2619	3011	3306	3737	4104
55	2176	2633	3026	3317	3746	4111
56	2186	2647	3041	3328	3755	4118
57	2195	2658	3055	3333	3761	4124
58	2204	2671	3068	3342	3769	4131
59	2213	2684	3081	3350	3777	4138
60	2222	2697	3095	3359	3785	4145
61	2232	2708	3108	3367	3790	4148
62	2242	2721	3121	3371	3797	4154
63	2252	2734	3134	3378	3804	4161
64	2263	2747	3147	3385	3811	4168
65	2270	2759	3161	3391	3817	4173
66	2279	2770	3169	3398	3824	4179
67	2288	2781	3177	3405	3831	4186
68	2297	2792	3185	3412	3838	4193
69	2304	2803	3191	3419	3843	4198
70	2311	2814	3198	3425	3849	4204
71	2318	2825	3205	3431	3855	4211
72	2325	2836	3211	3437	3861	4218
73	2333	2845	3219	3440	3867	4223
74	2341	2852	3222	3446	3873	
75	2349	2859	3228	3452	3879	
76	2357	2867	3234	3458	3885	
77	2363	2875	3240	3463	3890	
78	2369	2881	3245	3468	3896	
79	2375	2887	3250	3473	3902	
80	2381	2893	3255	3478	3908	
81	2386	2900	3261	3482	3915	
82	2390	2905	3266	3486	3921	
83	2394	2910	3271	3490	3927	
84	2398	2915	3276	3494	3933	
85	2403	2917	3281	3499	3940	
86		2919	3285	3503	3946	
87		2921	3288	3507	3952	
88		2923	3292	3511	3958	
89		2927	3296	3515	3965	
90		2929	3300	3519	3971	
91		2931	3304	3523	3977	
92		2933	3308	3526	3983	
93		2937	3313	3530	3990	
94		2939	3316	3534	3996	
95		2941	3320	3538	4002	
96		2944	3324	3541	4008	
97		2948	3326	3546	4015	

医療職給料表(二)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円
98		2951	3330	3550		
99		2954	3334	3554		
100		2957	3338	3558		
101		2960	3340	3563		
102		2963	3344	3567		
103		2966	3348	3571		
104		2969	3350	3575		
105		2972	3351	3580		
106			3355			
107			3359			
108			3363			
109			3365			
110			3369			
111			3373			
112			3377			
113			3379			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						

医療職給料表(三) 適用職種 保健師・看護師

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円
1	1533	1805	2293	2547	2856	3321
2	1547	1826	2311	2559	2876	3343
3	1562	1847	2329	2572	2896	3365
4	1576	1868	2347	2585	2916	3387
5	1590	1889	2363	2596	2934	3409
6	1605	1913	2378	2610	2953	3431
7	1620	1936	2393	2623	2972	3453
8	1635	1959	2408	2637	2991	3475
9	1648	1983	2422	2651	3011	3493
10	1665	1997	2436	2664	3030	3513
11	1681	2011	2450	2680	3049	3533
12	1697	2025	2464	2696	3068	3553
13	1712	2039	2477	2712	3086	3575
14	1732	2054	2490	2728	3104	3596
15	1752	2069	2503	2744	3122	3617
16	1772	2084	2516	2760	3140	3638
17	1794	2098	2526	2776	3159	3659
18	1815	2113	2540	2791	3176	3680
19	1836	2128	2553	2806	3193	3701
20	1857	2143	2566	2821	3210	3722
21	1878	2157	2578	2837	3227	3740
22	1900	2174	2592	2853	3243	3761
23	1922	2191	2606	2869	3259	3782
24	1944	2208	2620	2885	3275	3803
25	1965	2223	2635	2899	3292	3823
26	1978	2240	2651	2917	3307	3840
27	1991	2257	2666	2935	3323	3859
28	2004	2274	2682	2953	3339	3878
29	2016	2292	2698	2969	3354	3897
30	2029	2307	2714	2986	3369	3916
31	2042	2322	2730	3003	3384	3935
32	2055	2337	2746	3020	3399	3954
33	2068	2352	2762	3035	3416	3971
34	2081	2366	2777	3051	3432	3988
35	2094	2380	2792	3067	3448	4006
36	2107	2394	2807	3083	3464	4024
37	2121	2407	2823	3099	3481	4040
38	2135	2420	2838	3115	3497	4058
39	2149	2433	2853	3131	3513	4076
40	2163	2446	2868	3147	3529	4094
41	2175	2456	2884	3163	3541	4110
42	2189	2469	2900	3178	3556	4127
43	2203	2481	2916	3193	3571	4144
44	2217	2494	2932	3208	3586	4160
45	2231	2506	2946	3221	3602	4175
46	2246	2520	2961	3235	3614	4191
47	2261	2534	2976	3249	3629	4206
48	2276	2548	2991	3264	3642	4222

医療職給料表(三)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円
49	2289	2562	3005	3277	3656	4238
50	2303	2577	3019	3291	3670	4254
51	2317	2591	3033	3304	3684	4270
52	2331	2605	3047	3318	3698	4286
53	2344	2620	3062	3332	3713	4301
54	2357	2636	3076	3346	3725	4316
55	2370	2652	3090	3360	3737	4331
56	2383	2667	3104	3374	3749	4346
57	2395	2683	3116	3383	3760	4357
58	2408	2699	3129	3396	3770	4366
59	2420	2715	3142	3408	3780	4375
60	2433	2731	3156	3421	3790	4384
61	2445	2747	3168	3433	3797	4393
62	2458	2762	3181	3443	3805	4402
63	2471	2777	3194	3456	3813	4411
64	2484	2792	3207	3469	3821	4420
65	2496	2808	3220	3480	3830	4429
66	2509	2823	3233	3492	3838	4437
67	2523	2838	3246	3504	3846	4445
68	2537	2853	3259	3515	3854	4453
69	2548	2866	3267	3525	3862	4461
70	2561	2881	3278	3536	3869	
71	2574	2896	3289	3547	3876	
72	2587	2911	3298	3558	3883	
73	2601	2924	3311	3567	3890	
74	2614	2938	3319	3578	3896	
75	2627	2952	3331	3589	3902	
76	2640	2966	3343	3600	3908	
77	2651	2981	3354	3608	3912	
78	2663	2994	3366	3616	3918	
79	2676	3007	3378	3624	3924	
80	2689	3020	3390	3632	3930	
81	2700	3029	3401	3639	3935	
82	2711	3041	3412	3645	3941	
83	2722	3053	3423	3651	3947	
84	2733	3066	3434	3657	3953	
85	2742	3077	3443	3664	3958	
86	2753	3089	3453	3670	3964	
87	2764	3101	3463	3676	3970	
88	2775	3113	3473	3682	3976	
89	2786	3126	3484	3686	3980	
90	2796	3138	3492	3692	3985	
91	2806	3150	3500	3698	3991	
92	2816	3162	3508	3704	3997	
93	2826	3171	3516	3707	4002	
94	2836	3178	3523	3712	4007	
95	2846	3185	3530	3717	4013	
96	2856	3191	3537	3722	4019	
97	2865	3198	3542	3728	4024	

医療職給料表(三)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	百円	百円	百円	百円	百円	百円
98	2873	3202	3547	3733	4029	
99	2881	3209	3552	3738	4035	
100	2890	3216	3557	3743	4041	
101	2898	3220	3562	3749	4046	
102	2906	3226	3567	3754		
103	2914	3232	3572	3759		
104	2922	3238	3577	3763		
105	2929	3242	3580	3769		
106	2934	3247	3585	3774		
107	2939	3252	3590	3779		
108	2944	3257	3595	3784		
109	2946	3261	3600	3790		
110	2950	3265	3605	3795		
111	2952	3269	3610	3800		
112	2956	3273	3615	3805		
113	2959	3277	3620	3811		
114	2962	3281	3625			
115	2966	3285	3630			
116	2969	3288	3634			
117	2972	3291	3638			
118	2975	3295	3643			
119	2978	3299	3648			
120	2982	3303	3653			
121	2985	3305	3657			
122	2989	3309	3662			
123	2993	3313	3667			
124	2997	3317	3672			
125	2999	3319	3676			
126	3002	3322				
127	3006	3326				
128	3010	3329				
129	3012	3330				
130	3016	3334				
131	3020	3338				
132	3024	3342				
133	3026	3345				
134	3030	3349				
135	3034	3353				
136	3038	3357				
137	3040	3360				
138	3043	3364				
139	3047	3368				
140	3051	3372				
141	3053	3375				
142	3057	3379				
143	3061	3383				
144	3064	3387				
145	3065	3390				
146	3069	3394				

医療職給料表(三)

[illegible]

別表2（第4条関係）

給料表別標準職務表

1 一般職

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
主 事 技 師	主 事 技 師	主 事 技 主	主 任 主 査	主 査 副 主 幹 係 長 課 長補佐	係 長 課 長補佐	課 長

2 医療職給料表(一)

1 級	2 級	3 級	4 級
医 師	課 長補佐	課 長	課 長

3 医療職給料表(二) (三)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
技 師	技 師	主 任 主 査	主 査 副 主 幹 係 長	係 長 課 長補佐 課 長	課 長

別表3（第9条関係）

管理職手当を支給する職	支給割合
課 長	給料月額の百分の八

別表4（第12条関係）

対 象 者	扶養手当の額
1. 配 偶 者	16,000円
2. 配偶者以外の扶養家族	
(1) 2人まで 1人につき	5,500円
(2) その他の扶養家族 1人につき	2,000円
(3) 配偶者がいない場合 1人目は	11,000円

なお、高校・大学生等の扶養家族で、15歳の誕生日を超えた最初の4月から22歳の3月までの者については、3,000円を加算する。

別表5（第15条関係）

借家、借間利用者の場合

家賃の額	住居手当の額
0円 ～ 12,000円以下	0円
12,000円超 ～ 23,000円以下	家賃の額－12,000円
23,000円超 ～ 55,000円以下	(家賃の額－23,000円) × 1/2 + 11,000円
55,000円超	支給限度額 27,000円

但し、100円未満の端数が出た場合は切り捨てる。

- イ. 借家・借間における住居手当額の算定については、家賃の中に駐車場賃借料が1台に限り含まれる。
- ロ. 下宿等の場合は、下宿料の次の率分を家賃相当額として支給対象とする。

A 電気ガス水道料金が含まれている場合	90%
B 食費が含まれている場合	40%

別表 6 (第16条関係)

(1) 交通機関利用者(鉄道、バス)

イ. 支給額

運賃の額(1ヶ月定期)	手 当 の 積 算
45,000円以下	全額支給
45,000円～65,000円	$\frac{\text{運賃の額} - 45,000\text{円}}{2} + 45,000\text{円}$
65,000円以上	55,000円(限度額)

ロ. 特 急 料 金

- ・ 2分の1の額を20,000円を限度に上記イ.に加算
- ・ 認 定 要 件
片道の利用距離40km以上
ダイヤ上片道しか利用出来ない場合、片道認定

(2) 交通用具使用者(自動車、単車)

イ. 支給額

片 道	2km以上 4km未満	4～7	7～10	10～15	15～20	20～25	25～30
支給額	2,100円	4,100	6,500	9,000	12,200	15,400	18,800
片 道	30～35	35～40	40～45	45～50	50～57	57～62	62～67
支給額	21,900	24,800	27,000	29,200	32,200	35,200	38,200
片 道	67～72	72～77	77～82	82～87	87以上		
支給額	42,400	46,600	49,600	52,500	55,000		

ロ. 高速道路、自動車専用道路通行料金

- ・ 2分の1の額を20,000円を限度に上記イ.に加算
- ・ 認 定 要 件
高速道路、自動車専用道路…片道の利用距離40km以上
空港道路…片道の通勤距離60km以上で全区間の利用
(北大道路に接続するまでの特例措置)

(3) 自 転 車

片 道	2km以上 5km未満	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35
支給額	2,000円	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100
片 道	35～40	40km以上					
支給額	18,500	20,900					

※ 交通機関と交通用具、自転車併用者については、上記(1)(2)(3)で算出したそれぞれの額の合計を支給額とし、75,000円(特急、高速道路、自動車専用道路通行料を含む)を限度とする。

別表7 (第21条関係)

在 職 期 間	割 合
基準日が6月1日または12月1日である場合	
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

別表8 (第22条関係)

勤 務 期 間	割 合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5